

一般社団法人日本こども育成協議会 定款変更の件

一般社団法人 日本こども育成協議会

現 行	変 更 案	備 考
<p><b>第1章 総 則</b>                      (名称)                      第1条 この法人は、一般社団法人日本こども育成協議会と称する。</p> <p>(事務所)                      第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。</p> <p><b>第2章 目的及び事業</b>                      (目的)                      第3条 この法人は、保育事業、放課後児童健全育成事業など子育て支援に関する事業を行い、全ての子どもが愛情に満ちて育てられ、心身ともに豊かに育つ社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)                      第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。                      (1) 保育事業、放課後児童健全育成事業など子育て支援に関する事業の従事者に対する講座、セミナー、育成による専門的知識、技能等の向上に資する事業                      (2) 保育事業、放課後児童健全育成事業など子育て支援に関する調査、研究、資料収集、発信等の事業                      (3) 正会員及び賛助会員との交流推進及び支援に関する事業                      (4) 前各号に掲げる事業のほか、この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。</p>	<p>同 左</p>	

現 行	変 更 案	備 考
<p><b>第3章 会 員</b>  (法人の構成員)</p> <p>第5条 この法人は、正会員及び賛助会員をもって構成する。</p> <p>2 前項に定める正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>3 正会員は、保育事業、放課後児童健全育成事業等の子育て支援に関する事業に従事し、この法人の目的に賛同する団体又は個人であって、次条の規定により資格を得たものとする。</p> <p>4 賛助会員は、この法人の目的に賛同する団体又は個人であって、別に定める一般社団法人日本こども育成協議会賛助会員規程に基づき資格を取得した者とする。</p> <p>(資格の取得)</p> <p>第6条 この法人の正会員になろうとする者は、一般社団法人日本こども育成協議会正会員規程（以下「正会員規程」という。）に基づき申し込みを行い、その承認を得なければならない。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第7条 正会員は、第3条に定める目的を達成するための費用に充てるため、総会において別に定める額を支払う義務を負う。</p> <p>(任意退会)</p> <p>第8条 正会員は、正会員規程に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会できる。</p> <p>ただし、やむを得ない場合を除き、1か月以上前にこの法人に対して予告するものとする。</p>	<p>同左</p>	<p>変更なし</p>

現 行	変 更 案	備 考
<p>(除名)</p> <p>第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議に基づき当該正会員を除名することができる。</p> <p>この場合、当該正会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を文書により通知し、かつ、当該総会において弁明の機会を与えるものとする。</p> <p>(1) この定款その他の規程に違反したとき</p> <p>(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき</p> <p>(3) その他除名すべき正当な事由があるとき</p> <p>(正会員の資格喪失)</p> <p>第10条 前2条の定めによるほか、正会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 死亡し、又はこの法人が解散したとき</p> <p>(2) 第7条に定める会費の納入義務を2年以上履行しなかったとき</p> <p>(3) 総正会員の同意があったとき</p> <p>(正会員の資格喪失に伴う権利及び義務)</p> <p>第12条 正会員が、前項の規定により、その資格を喪失したときは、この法人に対する正会員としての権利を失い、義務を免れる。</p> <p>ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。</p> <p>2 この法人は、正会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。</p>	<p>同 左</p>	

現 行	変 更 案	備 考
<p><b>4章 総会</b> (構成) 第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。 2 前項に定める総会をもって一般社団・財団法人法に規定する社員総会とする。</p> <p>(権限) 第13条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及び次の事項を決議する。 (1) 正会員の除名 (2) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任又は解任 (3) 正会員の会費 (4) 役員<b>の報酬等</b>の額 (5) 定款の変更 (6) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録の承認 (7) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け (8) 解散、公益目的取得財産の残額の贈与及び残余財産の処分 (9) 合併、事業の全部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止 2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第15条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。</p> <p>(開催) 第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。 2 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。 3 臨時総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。 (1) 理事会において開催の決議がなされたとき (2) 総正会員のうち、議決権を有する正会員の10分の1以上の者から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき</p>	<p><b>第4章 総会</b> 第12条 同左</p> <p>(権限) 第13条 同左 (1)～(3) 同左  (4) 役員<b>の報酬等（報酬及びその職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）</b>の額  (5)～(9) 同左 2 同左</p> <p>第14条 同左</p>	<p>「報酬等」の定義を28条から本条に移動</p>

現 行	変 更 案	備 考
<p>(招集)</p> <p>第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。</p> <p>2 代表理事は、前条第3項第1号による決議があったとき又は同項第2号による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の開催日とする臨時総会の招集通知を発しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。</p> <p>4 総正会員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。</p> <p>(定足数)</p> <p>第16条 総会は、議決権を有する総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。</p> <p>(議長)</p> <p>第17条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。</p> <p>(議決権)</p> <p>第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。</p>	<p>(招集)</p> <p>第15条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項及び<u>その他法令で定める事項</u>を記載した書面又は<u>正会員の承諾を得て</u>電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。</p> <p>4 同左</p> <p>第16条 同左</p> <p>第17条 同左</p> <p>第18条 同左</p>	<p>規定内容の明確化</p>

現 行	変 更 案	備 考
<p>(決議)</p> <p>第19条 総会での決議は、議決権を有する総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 正会員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 役員を選任する議案の決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。</p> <p>4 理事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 正会員は、第15条第3項により通知された事項について、代理人によって議決権を行使することができる。この場合、当該正会員又は代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の代理権の授与は、総会ごとに行わなければならない。</p> <p>(書面による議決権の行使)</p> <p>第21条 正会員又は代理人は、書面により議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項に定める議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、当該書面を指定した期日までにこの法人に提出して行うものとする。</p> <p>3 前条第1項又は本条第1項の定めによる議決権を行使した正会員については、第19条に定める決議に出席した正会員の数に算入する。</p> <p>(議事録)</p> <p>第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長及び総会に出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>同 左</p>	

現 行	変 更 案	備 考
<p><b>第5章 役員</b>  (役員の種類及び定数)</p> <p>第23条 この法人に次の役員を置く。  (1) 理事 3名以上20名以内  (2) 監事 1名以上2名以内</p> <p>2 理事のうち、1名を会長とする。  3 前項の会長をもって、一般社団・財団法人法に定める代表理事とする。</p> <p>(役員を選任等)</p> <p>第24 役員は、総会の決議により選任する。  2 会長は、理事会の決議により、理事の中から選定し、又は解職する。  3 監事は、この法人の理事又は使用人（以下「職員」という。）を兼ねることができない。  4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。  5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。  6 役員に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、その旨を遅滞なく行政庁に届け出なければならない。</p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を行う。  2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その職務を行う。  3 会長は、毎事業年度ごとに3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。  4 会長が欠けた場合には、<b>任期満了又は</b>辞任により退任した会長は、新たに選定された会長が就任するまで、なお会長としての権利義務を有する。</p>	<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第25条 同左  2～3 同左</p> <p>4 会長が欠けた場合には、<b>任期満了又は</b>辞任により退任した会長は、新たに選定された会長が就任するまで、なお会長としての権利義務を有する。</p>	<p>(公益認定委員会に確認中)</p>

現 行	変 更 案	備 考
<p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 理事の職務執行状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。</p> <p>(2) 理事及び職員に対してこの法人の事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査すること。</p> <p>(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること</p> <p>(4) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、第36条に定める理事会招集権者に対し、理事会の招集を請求すること。</p> <p>(5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、理事会を招集すること。</p> <p>(6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること</p> <p>(役員任期)</p> <p>第27条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 役員が欠けた場合又は一般社団・財団法人法若しくは定款で定める役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 役員に対して、<u>報酬等(報酬及びその職務遂行の対価としてける財産上の利益をいう。)</u>を支払うことができる。</p> <p>2 前項の報酬等の額は、総会の決議を経て、別に定める。</p>	<p>第26条 同左</p> <p>第27条 同左</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 役員に対して、<u>報酬等</u>を支払うことができる。</p> <p>2 同左</p>	<p>「報酬等」の定義を13条に移動</p>



現 行	変 更 案	備 考
<p>(取引の制限及び報告義務)</p> <p>第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のために、この法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき</p> <p>(2) 自己又は第三者のために、この法人と取引をしようとするとき</p> <p>(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、この法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき</p> <p>2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p> <p>3 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。</p> <p>(役員のパ賠償責任)</p> <p>第30条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2 前項の賠償責任は、総正会員の同意が無ければ免除することができない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、役員が職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員のパ職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議により免除することができる。</p> <p>(相談役)</p> <p>第31条 この法人に5名以内の相談役を置くことができる。</p> <p>2 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。</p> <p>3 相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。</p> <p>(相談役のパ職務)</p> <p>第32条 相談役は、会長からの相談に応じ、参考意見を述べるることができる。</p>	<p>同 左</p>	

現 行	変 更 案	備 考
<p><b>第6章 理事会</b> (設置及び構成)</p> <p>第33条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第34条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) 総会の日時、場所及び目的である<b>事項</b>の決定 (2) 規程の制定、改廃 (3) 理事の職務執行の監督 (4) 会長の選定及び解職 (5) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定</p> <p>(種類及び開催)</p> <p>第35条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。 2 定例理事会は、原則として毎月開催する。 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき (3) 第26条第4号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき (4) 開催の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合においては、その請求をした役員が招集したとき</p>	<p><b>第6章 理事会</b></p> <p>第33条 同左</p> <p>(権限)</p> <p>第34条 同左 (1) 総会の日時、場所及び目的である事項<u>並びにその他法令で定める事項</u>の決定 (2)～(5) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定</p> <p>第35条 同左</p>	<p>第15条総会の招集規定との整合性を図る。</p>

現 行	変 更 案	備 考
<p>(招集)</p> <p>第36条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定に基づき理事会開催の請求があったときは、当該請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 前条第3項第4号による場合は、当該役員が理事会を招集する。</p> <p>4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が招集する。</p> <p>5 理事会を招集する者は、理事会開催日の1週間前までに、役員にその旨の通知を発しなければならない。</p> <p>6 理事会を招集するときは、日時、場所、事案等を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。</p> <p>7 前各項の規定にかかわらず、全ての役員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催できる。</p> <p>(定足数)</p> <p>第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければこれを開くことができない。</p> <p>(議長)</p> <p>第38条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>2 <u>予め</u>理事会の決議により指名した理事がいる場合は、当該理事が議長を務めることができる。</p> <p>(決議)</p> <p>第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。</p>	<p>第36条 同左</p> <p>第37条 同左</p> <p>(議長)</p> <p>第38条 同左</p> <p>2 <u>前項の規定に関わらず</u>、予め理事会の決議により指名した理事がいる場合は、当該理事が議長を務めることができる。</p> <p>第39条 同左</p>	<p>規程の整合性を 図る。</p>
現 行	変 更 案	備 考

<p>(決議の省略)</p> <p>第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について理事(当該事項について議決に加わることのできる者に限る。)の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(報告の省略)</p> <p>第41条 役員が、全ての役員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。 ただし、第25条第3項の規定による会長報告は、これを省略することができない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第42条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。 2 前項の議事録は、当該理事会に出席した会長及び監事が記名押印する。ただし、会長が欠席したときは、出席した理事全員及び監事が記名押印するものとする。 3 議事録は、当該理事会開催日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。</p> <p><b>第7章 資産及び会計</b></p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第44条 会長は、毎事業年度の開始日の前日までに、当該事業年度の事業計画書、収支予算書、<b>資金調達及び設備投資の見込み額を記載した書類</b>を作成し、理事会の承認を受け、当該事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置くものとする。これを変更するときも同様とする。 2 <u>会長は、毎事業年度経過後3か月以内(前項に規定する書類については毎事業年度開始の日の前日)に、行政庁に提出しなければならない。</u></p>	<p>第40条 同左</p> <p>第41条 同左</p> <p>第42条 同左</p> <p>第43条 同左</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第44条 会長は、毎事業年度の開始日の前日までに、当該事業年度の事業計画書、収支予算書、<b>その他法令で定める書類</b>を作成し、理事会の承認を受け、当該事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置き、<b>一般の閲覧に供するものとする</b>。これを変更するときも同様とする。 2 <u>前項の書類は、毎年度事業開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。</u></p>	<p>認定法21条と同様の記載に修正</p> <p>モデル定款にならない、「一般の閲覧に供する」を追加</p> <p>第2項を整理 (決算事項は次条の事業報告及び決算で記載)</p>
---	--	---

現 行	変 更 案	備 考
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第45条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</p> <p>(6) <b>財産目録</b></p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第3号、第4号及び<b>第6号</b>の書類については、定時総会において承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項第1号の事業報告については、その内容を定時総会に報告しなければならない。</p> <p>4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 <u>ただし、第1項の書類及び監査報告書の備え置き期間は定時総会の日の2週間前の日から5年間、役員名簿及び役員の報酬等の支給基準を記載した書類の備え置き期間は事業年度経過後3か月以内から5年間とする。</u></p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 役員名簿</p> <p>(3) 役員の報酬等の支給基準を記載した書類</p> <p>(4) 運営組織及び事業の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>5 第1項第6号の財産目録等については、毎事業年度終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。</p> <p>6 この法人は、法令の定めるところにより、定時総会終了後、遅滞なく貸借対照表を公告するものとする。</p>	<p>第45条 同左</p> <p>(1)～(5) 同左</p> <p>(6) 削除</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第3号、第4号及び<b>第5項第1号</b>の書類については、定時総会において承認を受けなければならない。</p> <p>3 同左</p> <p>4 定時総会終了後は、法令の定めるところにより、遅滞なく貸借対照表を公告するものとする。</p> <p>5 <u>会長は、毎事業年度終了後3か月以内に、次の各号に掲げる書類を作成しなければならない。</u></p> <p>(1) <b>財産目録</b></p> <p>(2) <b>役員名簿(理事、監事の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。)</b></p> <p>(3)～(4) 同左</p> <p>(5) 監査報告</p> <p>6 <u>第1項及び前項に掲げる書類、正会員名簿並びにその他法令で定める書類については、毎事業年度終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。</u></p>	<p>財産目録は、法令に倣い、5項で整理</p> <p>事業報告・決算に係る条文整理</p> <p>名簿記載事項の明確化</p> <p>提出書類の明確化</p>

現 行	変 更 案	備 考
<p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第 46 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度<b>末実</b>における公益目的取得財産残額を算定し、前条<b>第 4 項</b>第 4 号の書類に記載するものとする。</p> <p>(会計原則等)</p> <p>第 47 条 この法人の会計は、公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。</p> <p>2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議による経理規程によるものとする。</p> <p>3 この法人は、会計帳簿の閉鎖の時から 10 年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存するものとする。</p>	<p>7 <b>第 1 項各号の書類の備え置き期間は、定時総会の日</b>の 2 週間前の日から 5 年間、<b>前項各号の書類の備え置き期間は、毎事業年度経過後 3 か月以内に作成する日から</b> 5 年間とし、この間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第 46 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度<b>末日</b>における公益目的取得財産残額を算定し、前条<b>第 5 項</b>第 4 号の書類に記載するものとする。</p> <p>第 47 条 同左</p>	<p>備え置き期間の始期を明確化</p> <p>誤字の修正</p> <p>条文の変更に伴う変更</p>

現 行	変 更 案	備 考
<p><b>第8章 定款の変更、合併及び解散等</b> (定款の変更)</p> <p>第48条 この定款は、第19条第2項第3号の規定に基づき変更することができる。</p> <p>2 公益認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、当該変更事項につき、行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>3 公益認定法第13条<b>第1項</b>に掲げる事項の変更があったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。</p> <p>(合併等の届出)</p> <p>第49条 この法人は、公益認定法第24条<b>第1項</b>に定める合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止するときは、内閣府令に定めるところにより、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。</p> <p>(解散)</p> <p>第50条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第51条 この法人が公益認定の取り消しを受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を<b>継承</b>する法人が公益法人である場合を除く。）は、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	<p><b>第8章 定款の変更、合併及び解散等</b> (定款の変更)</p> <p>第48条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 公益認定法第13条<b>第1項各号</b>に掲げる事項の変更があったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。</p> <p>(合併等の届出)</p> <p>第49条 この法人は、公益認定法第24条<b>第1項各号</b>に定める合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止するときは、内閣府令に定めるところにより、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。</p> <p>第50条 同左</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第51条 この法人が公益認定の取り消しを受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を<b>承継</b>する法人が公益法人である場合を除く。）は、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	<p></p> <p>規程の明確化</p> <p>規程の明確化</p> <p>誤字の修正</p>

現 行	変 更 案	備 考
<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第 52 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p><b>第 9 章 業務執行補助機関</b> (部会及び委員会)</p> <p>第 53 条 この法人の事業を円滑に推進するために必要があるときは、理事会の決議により、会長の職務執行を補助する機関として部会又は委員会を設置することができる。</p> <p>2 部会又は委員会の長及び委員は、正会員及び学識者等の中から、理事会が任免する。</p> <p>3 部会又は委員会の名称、構成、職務及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第 54 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。</p> <p>3 事務局長については、理事会の承認を得て会長が任免し、事務局職員については、会長が任免し、理事会にその報告を行う。</p> <p>4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。</p> <p><b>第 10 章 個人情報の保護</b> (個人情報の保護)</p> <p>第 55 条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。</p> <p>2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p><b>第 11 章 公 告</b> (公告)</p> <p>第 56 条 この法人の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、<u>主たる事務所に掲示する方法により行う。</u></p>	<p>第 52 条 同左</p> <p><b>第 9 章 業務執行補助機関</b></p> <p>第 53 条 同左</p> <p>第 54 条 同左</p> <p>第 55 条 同左</p> <p>(公告)</p> <p>第 56 条 この法人の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、<u>官報に掲載する。</u></p>	<p>法令に従い修正</p>



現 行	変 更 案	備 考
<p><b>第12章 雑 則</b> (委任) 第 57 条 この定款に定めるも能野ほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p><b>附 則</b> この定款は、総会決議後から施行する。 附 則 この定款は、総会決議後から施行する。</p>	<p>第 57 条 同左</p> <p><b>附 則 (令和2年6月8日 総会決議)</b> この定款は、総会決議後から施行する。 附 則 この定款は、総会決議後から施行する。</p>	<p>変更時期の明確化</p>